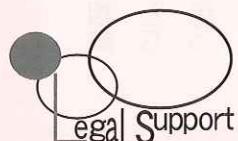


～あなたとともに成年後見を考える～

リーガルサポートとじゅーす

2008年3月発行 <第6号>

リーガルの若手会員の現場の声を集めてみました。
我々の活動の一端をご紹介します。



- リーガルサポートおおさか座談会

リーガルサポートおおさか座談会

平成19年9月12日(水)午後6時・場所・大阪司法書士会



参加者(以下、敬称省略)

・佐伯佳乃(大阪市中央)	・中島武(大阪市北)	・迫田博史(大阪市北)	・片岸寿文(大阪市南)
・石田順子(北摂)	・石森美佐江(北摂)	・西浦一樹(豊能)	・小松正人(北大阪)
・福間章夫(北大阪)	・徳武聰子(河内)	・日高整(河内)	・森川恵介(堺)
・高橋賢二(堺)	・池内政勝(岸和田)	・羽田康毅(岸和田)	

司会 皆さん、本日は、お忙しい中、当座談会にお集まりいただきありがとうございます。

この座談会を催しましたのは、「リーガルサポートおおさか」では、新たに入会してこられる方に『リーガルサポートガイド』を作成配布しております。今回は、各プロックの中から、後見人に就任されて半年から1年くらい経たれた方を対象にお集まりいただき、これまで経験されたことを自由に忌憚なく語っていただきまして、その内容を当該『リーガルサポートガイド』誌面で新入会員の方々に紹介し、安心して後見

業務に入つていただけたら、との趣旨からです。これを踏まえて、どうか皆さん、活発なご意見をお願いいたします。



就任前後

質問 それでは、まず始めに、入会のきっかけを教えていただけますか?

小松 私の場合、これまで司法書士業務は主に登記だったのですが、最近では、簡裁代理権が付与されたこともあり業務範囲が拡がりました。また色々な方と話している中で、後見に関する相談案件も増えてきました。

日高 今後の司法書士の仕事としての全体の流れを考えると、登記業務に新規に参入することとは困難ですし、債務整理・裁判事務も先が見えているのではないかと。また、これから高齢化社会では、リーガルの仕事は増えていくと思います。ですから、できるだけ早くから経験を積んでおいた方が良いと考えました。

はじめて後見人等に就任して

質問 では、次に後見人にはじめて就任されたときの不安や葛藤について教えてください

徳武 私の場合、初めての案件は、地元の市長申立てについての後見案件でした。候補

者になつてくれないかとリーガルから言われて、そのときは「わかりました」と答えたものの、実際は何をどうしていいか分からなかつたんですね。まずは財産目録を作つて、とか手続き的なことはわかつていても、具体的に、いつ「本人に会えればよいのか、また誰と連絡をとればいいのかなど初步の初步が分からず、どう動いていいのかもわからず市役所に問い合わせたりして、手探りで何とかやってきたという感じです。

質問 やつてみたら意外とスムーズだったのでは?

徳武 私の場合、市長申立てが多く、間に市役所の人などが入つてくれるので比較的、楽であつたかもしれないですね。

質問 生活保護を受けていれる人の後見人になつておられるとか?

徳武 生活保護を受けていれる方はいらっしゃらないのですが、このままだと確実に貯金が尽きて、生活保護の申し立てもしないといけないだらうという方は一人いらつ

しゃいます。その時はその手続きをすることになると思います。

質問 なんとかなるのかな…と思つています。

徳武 なんとかなるのかな…と思つています。ただ、ご本人が認知症で、話しかけても、「ふん」って感じなので、どこまで、「ご本人と関われるのか?」とは思います。主に施設の人としゃべっているのですが、そのあたりのことはどうしたらしいのかな…って思つています。市の方がついているので、やりやすいところもあるのですが、市長申し立てだと推定相続人がいらっしゃらなかつたり、いらしても推定相続人と連絡がとれにくかつたりと課題が残るような気はします。

西浦 私はまだ後見人に就任したことがな

いのですが、後見業務の実務を知らずして、いきなり後見監督人として後見業務をスタートするのは適切ではなかつたように思います。被後見人の方は資産が2億くらいあつたと 思います。推定相続人にはあたらない親族の方のお



二人が後見人で、それぞれ財産管理と身上監護をされていて、後見監督人を裁判所が職権で選任したという案件でした。始めは資料の閲覧をするのにも、その資料をみるポイントがわからなくて、書いてあることをそのまま写して帰つてきたというような具合でした。後見人の方、お2人が事務所にこられて、色々と説明をするわけですが、こちらも後見実務が分かつていないので、後見人の方にも不安を与えたのではないか?って思います。とりあえず本も読みましたが、まずは後見人の方と信頼関係を作ることが急務だと感じました。あちらも素人こちらも素人で苦労しました。





されて、その宝石類を含めて財産目録をつくりました。就任して、ちょうど1ヶ月目に被後見人の方がお亡くなりになり、こんなにあっけないものかと思いました。

月目に被後見人の方がお亡くなりになり、こんなにあっけないものかと思いました。

贈与されていたのに名義は被後見人のままというケースで財産目録に載せるかどうか迷いました。書記官からも明確な回答はなく、結局は目録に載せました。

質問 被後見人は在宅ですか？ どのようにスパンで面会行かれます？ それから被贈与者である姉と本人との信頼関係はどうでしたか？

高橋 上申書を出してみるといいですね。実質的な判断に基づいて解決した方が良いのか、法律どおり主張すべきか迷いました。あれば、それを書記官に事前に説明しておくとよいですよ。

迫田 実質的な判断が正しいと思えるのであれば、それを書記官に事前に説明しておくとよいです。

お葬式にも参列しました。その後、推定相続人がいることが判明しまして、後見監督人が財産の引継ぎの部分を見届けないといけないのかを裁判所に問い合わせしましても、のらりくらりで、的確な答えもなかつたので、相続分の話を相続人にして、そのまま任務を終え報酬付与をうけました。後見監督人はどこまで業務をしないといけないのかは疑問です。

【財産目録】
後見業務（財産管理）
質問 財産目録作成の際に苦労したことはありますか？

福間 私の場合は、居住用不動産で実際は妹が手持している通帳を引き渡してもらう必要があったのですが、渡してくれないので、財産目録の作成が1ヶ月で間に合わず期間延長の申立をして3ヶ月後ぐらいにやっと申立人と会え、通帳を引き渡してもらえたしました。本人とは病院で面会しましたが、意外としつかりしておられる。本人は妹らにお金を取られている印象を持っておられたようだ、私が行くと安心されました。

その後、特養に入所している母親の具合が悪くなり、足の不自由な妹がタクシーで病院へ連れて行くということで、数回タクシー代を請求してきました。5千円から1万円

1回程度面会に行っております。被贈与者である姉との信頼関係はありませんね。推定相続人でもないので難しいですね。



高橋 私が後見人をしていられる被後見人の兄が不動産を残して死亡されまして、被後見人と兄の配偶者が法定相続人の場合なのです。被後見人は70代で、50年以上入院されていまして、当該不動産に帰る見込みはありません。配偶者は、住み慣れた家を自分名義にしたい様子で、後見人としては、代償金を貰って生活費に充てる等の被後見人のメリットや配偶者の事情等を考慮して、

後見人と兄の配偶者が法定相続人の場合なのです。被後見人は70代で、50年以上入院されていまして、当該不動産に帰る見込みはありません。配偶者は、住み慣れた家を自分名義にしたい様子で、後見人としては、代償金を貰って生活費に充てる等の被後見人のメリットや配偶者の事情等を考慮して、

それまでは妹が障害者である兄の財産管理をしていました。しかし、妹モリウマチで仕事ができない。母親も特養に入つていて最低限の生活をしている。そんな状態で財産管理を引き継ぐ必要があったのですが、妹があれこれ理由をつけてなかなか会つてくれないので。財産目録作成のためにには、

森川 私が後見人としてリーガルサポートから依頼を受けた事例は、本人の妹が申立人で、それまでは妹が障害者である兄の財産管理をしていました。しかし、妹モリウマチで仕事ができない。母親も特養に入つていて最低限の生活をしている。そんな状態で財産管理を引き継ぐ必要があったのですが、妹があれこれ理由をつけてなかなか会つてくれないので。財産目録作成のためにには、

の範囲でしたが、その時は裁判所に相談の上支払いました。また、宗教団体の新聞も、妹が被後見人名義でとつていましたが、本人は新聞を読む能力がないので、新聞代の支払いは断わりました。本件の場合、被後見人の障害年金が預金としてたまつていくので親族がそれをあてにする節がありますね。

石森 私の場合、身内に甥がいるが遠方で、後見申立て等の関わりを拒否した為市町村申立になつたケースを担当し、その方は就任後2ヶ月で亡くなつてしましました。就任当初から本人の容態が悪く、病院の医師は施設での看取りを勧めたのですが、施設は急変に備え、病院の入院を希望し、もめました。医師が「後見人が責任を持つのなら入院を許可します。」となり、私は緊急連絡先として携帯番号を教えたのですが、入院後、間もなく何度か危篤状態となり、そのまま入院を許可します。」となり、私は緊急連絡先として携帯番号を教えたのですが、入院後、間もなく何度か危篤状態となり、そのまま入院を許可します。」となり、私は緊急連絡

たたびに電話がかかってきた。本人が亡くなつた後は、相続人にすぐ連絡をしました。亡くなつた後は葬儀屋の手配までは病院がしてくれ、葬儀に関する祭壇や花の種類等は全て後見人が打ち合わせてやりました。

喪主のみ親族がなつてくれましたが、遺骨の引取りは拒否されたため、事務所に持つて帰り、少しの間住んでいた家に帰してあげてから寺に納骨をしました。

中島 私の場合は、被後見人の推定相続人を事前に調べて連絡をしたのですが、その方は、あまり関わりたくない。遺骨は一心寺に持つていてくれ、とりあえず安い値段でしてくれ、もう連絡はいれないでほしい。と言われました。

誰が葬式をあげるのか等悩んでいます。

【施設入所等の問題】
後見業務（身上監護）
質問 施設入所等の問題
佐伯 私が担当している被後見人は最近ご飯も食べず、余命いくばくもないといわれているのですが、身寄りがありません。亡くなつた後はどうしたらよいのか不安に思っています。

中島 私の場合は、被後見人の推定相続人を事前に調べて連絡をしたのですが、その方は、あまり関わりたくない。遺骨は一心寺に持つていてくれ、とりあえず安い値段でしてくれ、もう連絡はいれないでほしい。と言われました。

喪主のみ親族がなつてくれましたが、遺骨の引取りは拒否されたため、事務所に持つて帰り、少しの間住んでいた家に帰してあげてから寺に納骨をしました。

成年後見人



後見契約と同時に作成しました。



池内 私はこれから任意後見契約の相談に入りますが、片岸さんのように相談者がある程度確固とした意思や希望をもつている場合は良いですが、その様な意識のあまりない場合例えば「尊厳死宣言」をされる方もいらっしゃいますよ」というように、ある程度契約内容についてもどんなことを盛り込むべきか、提案をしていかないとだめなのじゃあないかと思っています。

片岸 私の場合、リーガルサポートのホームページからダウンロードしたものに基づいて、公証人役場と打ち合わせました。公証役場には任意後見契約書の雛型があつたので、そちらをベースにして当事者間で話を進めました。任意後見契約書の作成のみでありますため、仕事を受けたときは簡単にできると思っていましたが、契約の中身に関して、「検体の希望」や「尊厳死の同意」を盛り込んで欲しいと言われ、公証人との打ち合わせも結構苦労しました。検体については今回盛り込みませんでしたが、尊厳死の同意は



度契約内容についてもどんなことを盛り込むべきか、提案をしていかないとだめなのじゃあないかと思っています。できれば任意後見の知識のない高齢者と話をする時のスタンス、どの程度、どういう形で話をするのか、を経験者の方に聞きたいのですが。

高橋 私は現在受託中の案件で、代理権目録の雛型を参考にして契約のイメージを膨らませるようにしています。本人の資産状況をみて、複数口座を任される場合「解約の順序を教えて下さい」とか、株がある場合「処理の有無」「投機的な活動はできないので現状維持で良いか」といった確認をしたり、「永代供養はどこかの菩提寺に頼むのか」「遺言はしているか」「預金口座の統合あるいは廃止も可能であること」などを提案しています。

迫田 任意後見は時間がかかると考えていたほうがいいです。最初は制度の説明から入って、ライフプランを詳しく聞いて面談を重ねていくことで、任意後見はうまく運用されていくと思います。抜けがちな説明としては、任意後見監督人の報酬のことがあります。でもそれを説明することで法定後見どちらが良いかと聞かれ、費用面等を考えて、結果法定後見になることもあります。

迫田 任意後見は時間がかかると考えていたほうがいいです。最初は制度の説明から入って、ライフプランを詳しく聞いて面談を重ねていくことで、任意後見はうまく運用されていくと思います。抜けがちな説明としては、任意後見監督人の報酬のことがあります。でもそれを説明することで法定後見どちらが良いかと聞かれ、費用面等を考えて、結果法定後見になることもあります。

中島 北ブロックは会員が50人もいるのに、無関心層が多いのではないかですか！ せめてブロック会議に15人くらいは来て欲しいな。後見の仕事は「あまり妙味・うま

このような話をもつといろんなところでして欲しいですね。後見監督人の報酬の話は確かに抜けやすいと思います。

後見業務の報酬とやりがい

羽田 私の場合は、はじめに書記官からだいたいの報酬の金額を聞いておりましたので、報酬付与の申立をしたときも特別の意識はありませんでした。書記官からそろそろ報酬付与の申立をしてほしいと言われたことがあります。中には自分で思っていたより金額が多かったケースもありますし、同じような内容の仕事でも報酬が低かったケースもあります。私は、業務日誌をこと細かく分量的にもかなりの量を書いております。それはやはり財産管理という仕事の性質上、正確に、きちんと財産管理をしているといつてもらいたいと思つてます。裁判所の判断ではありますが、事務所の経費運営分くらいはもらつていいという感じです。



みがない」という先入観があるのでないでしょうか？ これから高齢化社会に対応できるようにならないといけないのに、



ちょっと忙しい、ようしませんというような人が多いのですが、登録している意味がないですね！ 依頼件数も、北ブロックは4巡回なのに北ブロックは1巡回しかしていないのですよ。

北ブロックでは、案件がなかなかまわってこないですよ。郊外は人不足と聞いているのに、大阪市内の財産がある人は弁護士に依頼するようですね。この不公平感を解消するには、ブロック間でなんらかの交流をして、対応を考えて欲しいですね。

ブロック制・後見業務を行う上でリーガルとの関わり

質問 申立に関する資料の入手先はどうされているのですか？

池内 岸和田ブロックでは、独自のメーリングリストを立ち上げています。質問を上げると誰かが業務支援的な形で回答をしてくれます。裁判所内ですることの流れが全くわかっていないかた頃、就任依頼があつて、就任承諾に行く際、「どうしたら良いのか？」、「就任承諾と贈本請求も同時にするの？」など基本的な質問をしたときも、丁寧に回答してくれました。

迫田 わからない事を聞けるということだが、リーガルに入会している利点ですね。

質問 ブロック制については、どう思われますか？ 中島 北ブロックは会員が50人もいるのに、無関心層が多いのではないかですか！ せめてブロック会議に15人くらいは来て欲しいな。後見の仕事は「あまり妙味・うま



**リーガルサポート大阪支部が立ち上げた
府下九地区的地域組織があります。**

平成一八年四月から改正介護保険法に基づいて各市区町村に地域包括支援センターが設置され、成年後見制度の利用、虐待や困難事例への対応、消費者被害防止といった「権利擁護業務」を、同センターが行っています。高齢者等の権利擁護のためには、この地域包括支援センターを中心に、地域の行政、福祉、医療機関、そして当支部等の関係機関が、より一層の連携を図っていく必要があります。

そこで、当支部では平成一八年秋より、九地区に分割した地域組織（ブロック）を立ち上げました。地区的責任者（ブロッククリーダー）を置き、各ブロック単位で、相談業務、事件受託、地域関係機関との連携、交流等の活動を行っています。

また併せて、苦情受付センターも昨年開設。当支部の会員に対する苦情相談窓口を新たに設けました。

誰もが抱く、「住みなれた地域で尊厳ある生活と人生を送りたい」という当たり前の願い。この実現に少しでも寄与することができるよう、このブロック制のもとに、当支部の活動を推進してまいりたいと考えています。

電話番号

06-4790-5656

電話相談

日時

土・日曜日、祝日を除く**毎日** 午後1時～午後4時（予約不要）

日時

毎週木曜日（但し、祝日は除く）

午後1時～午後4時、予約不要

（受付時間：午後3時30分まで）

面接相談

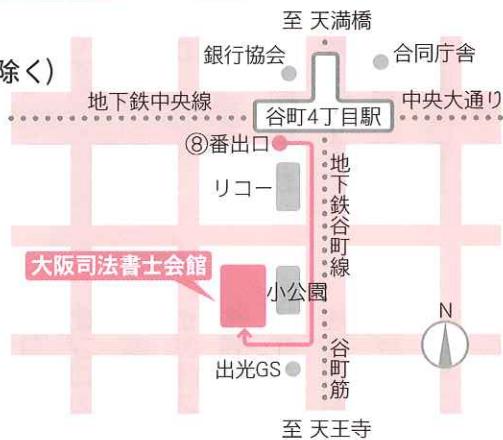
場所

大阪司法書士会館

大阪市中央区和泉町1丁目1番6号
(**06-6941-5351**)

●地下鉄谷町4丁目駅

⑧番出口より谷町筋を南へ徒歩5分



社団法人 成年後見センター・リーガルサポート大阪支部

〒540-0019

大阪市中央区和泉町1丁目1番6号 大阪司法書士会館内

電話：06-4790-5643 FAX：06-6941-7767

(社)成年後見センター・リーガルサポート大阪支部 <http://www.legal-support-osaka.jp/>

(社)成年後見センター・リーガルサポート <http://www.legal-support.or.jp/>